

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年9月27日（金） 10時58分～12時7分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 2人 出席 2人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		

議 事 要 旨

1 部会長及び部会長代理の選出について

部会長に岡田委員、部会長代理に酒井委員が選出された。

2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労働者代表委員からは、「スタンスとしては、労使で決定した労働条件を労働組合のない労働者に波及させ、広島県内における自動車産業の魅力向上に繋げるために、特定最賃の向上を図りたいと考えている。自動車産業の課題は人材不足であるが、高齢者、女性、外国人に活躍いただくためにも、また人材不足を補うためのデジタルトランスフォーメーションへの対応にかかる人材確保のためにも、業界の魅力向上と地域別最賃に対する優位性の確保が必要である。賃金が全てとは言わないが、新卒者が最初に見るのが賃金と休日というデータもあるので、地賃引上げの50円以上の引上げに注力したい。物価については政府目標を上回る上昇が進んでいるが、実質賃金は7月で2か月連続のプラスとなり、今後もプラスが続くか注視したい。賃金引上げの鍵となる適正取引、価格転嫁の実現については、一次サプライヤーでは労務費も含めて転嫁が進んでいる状況が確認できたが、二次、三次では不明。労働組合として、上部団体が関係する省庁に環境整備要請を行っている。外国人労働者については、実習生、派遣社員で計1,500名弱が働いているが、新たな育成就労制度が始まると1,000名が働けなくなる可能性があることから、関係省庁に環境整備要請を行っている。そうした中、労働者代表委員が所属する企業において、直近2年間で、過去30年積み上げた引上げ合計額に匹敵する大卒初任給の引上げが行われ、広島県最賃も50円の大幅引上げがあった。広島県を代表する自動車産業の維持発展のために、優秀な人材の確保と定着の観点から特定最低賃金の思い切った引上げが必要である。」との意見表明があった。

使用者代表委員からは、「現在の経済情勢は大企業と中小企業の二極化の状況が鮮明化している。日銀短観では景気のプラス判断が増といったデータが出ているが、大企業を中心とした話であり、中小、

小規模事業者は、利益が出ない中、人出不足と賃上げが大変厳しく状況は全く違っている。政府は賃上げの原資となる補助金のハードルを下げ、迅速に支給することをしてほしい。価格転嫁ができるような体制の構築、年収の壁問題は、抜本的なことをしないと、雇用の7割を担う中小、小規模事業者の事業継続できなくなると思う。最低賃金の決定に当たり、賃金の支払能力については現状を直視して判断することが重要である。一方、人出不足は本当に厳しいので、一定の形での賃金確保を全く否定するわけではない。労働者代表委員からのご意見と誠実に向き合い、全会一致となるよう審議を進めたい。補足として、広島県の自動車製造業最低賃金引上げの目的は、人手不足を補うために魅力ある産業に見えるようにすることで、数字で表して人出が他府県に流れない。県内の他産業に流れないという一つの柱を作ることとしたいと思っている。前提として、サプライチェーンの末端まで価格転嫁ができ全員で利益の享受ができることが必要だが、転嫁のスピードの違い、タイムラグがあり、中々末端まで広がっていないという問題がある。行政が指導を進めており、今が魅力を上げるチャンスでもあるので、最低賃金引上げのためにも関係機関は目を光らせてもらいたい。もう一つ、企業体力の問題、ピラミッドの頂上である海外主体の企業は収益も改善しているが、下方の国内主体の中小企業は生産ボリュームが増えないと利益につながらないが、国内の自動車販売は3年連続で500万台を割り込むなどコントロールが非常に難しく、急に利益を上げることは不可能である。こうした状況の中で妥協点を見つけられるよう協議することが必要と感じる。」との意見表明があった。

労使双方とも金額提示されなかったことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

日 時 10月18日(金) 10時00分～

会 場 合同庁舎4号館2階11号会議室

主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について